

第 4 8 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日 (月)
午前 1 0 : 0 0 ~
1 4 A 会 議 室

出席委員	1号委員 一木明委員,青木格次委員,小堀志津子委員, 森本章倫委員,安藤英夫委員,森賢一郎委員	
	2号委員 植松明男委員,高橋美幸委員,小林紀夫委員,浅川信明委員	
	3号委員 井澤清二委員,杉山良治委員	(1 2 名)
代理出席		(名)
欠席委員	加藤一克委員,小野口睦子委員,花塚貞夫委員	(3 名)
出席幹事	栗田健一幹事,飯塚由貴雄幹事,赤石澤亮幹事,池田潔幹事, 宇梶嘉修幹事,田辺義博幹事,	(6 名)
(臨時幹事)	鈴木秀治臨時幹事,釜井孝夫臨時幹事	(2 名)
事務局	田嶋実書記,松野昇一書記,松本朝行書記	(3 名)

田嶋書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、当審議会の開催にあたりまして、傍聴定員を10名としておりましたが、傍聴希望が多数ございましたので、20名の傍聴者入場を許可して参りたいと思いますが、会長よろしいでしょうか。

また、記者の方から、写真等の撮影を要望されておりますが、会長よろしいでしょうか。

森本会長

異議ございません。ただし、撮影等は議事に入る前までといたします。

田嶋書記

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としまして、事前にお送りしております会議次第、議案第1号、説明資料として、A3版の議案第1号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置」について、縮尺500分の1の「配置図」、
「立面図」、また、本日の配布資料として、A3版の「立面図」2枚。以上の資料となっております。

不足しているものがありましたら、お知らせください。
よろしいでしょうか。

続きまして、今回の審議にあたり、臨時幹事が出席しておりますので紹介いたします。

釜井廃棄物対策課長です。鈴木建築指導課長です。

それでは、「第48回宇都宮市都市計画審議会」を開催いたします。

森本会長、進行をよろしく申し上げます。

森本議長

それでは、只今より、「第48回宇都宮市都市計画審議会」を開会したいと思います。

森本議長

開会にあたりまして、一言だけご挨拶させていただきます。
今回の審議事項であります建築基準法第51条のただし書きについて、皆様のご意見をうかがいながら審議していくものであります。皆様もご存知のとおり、周辺住民の反対運動が起こっているなど、いろいろなところで注目されているところであります。

本市の都市計画行政におきましても非常に重要な案件だと認識しておりますので、極めて慎重に、かつ十分な審議をしていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

松野書紀

本日の会議でございますが、現在出席委員は12名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

また、本日の会議の傍聴者は10名でございます。

森本議長

事務局より、会議の成立について報告がありました。

本日は、皆様のさまざまな見地からのご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

それでは、早速会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、一木 明委員、安藤 英夫委員の2名をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。本日の議題といたしまして、議案は1件となります。

この議案につきましては、平成22年11月2日付、宮都第212号にて市長から諮問がなされております。

森本議長

審議内容は、開催通知でご案内しております、平出工業団地内に建設予定の民間の産業廃棄物処理施設に係わる案件で、議案第1号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」になります。

付議案件の審議につきまして、改めて会議の公開、非公開を確認させていただきます。

本日の審議につきましては、公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

森本議長

それでは、記者の方の写真撮影等はこれまでとなります。よろしくをお願いします。

審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。

お手元の「傍聴要領」の記載内容をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」事務局より説明をお願いします。

田辺幹事

議案第1号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」についてご説明いたします。

対象となる施設は、産業廃棄物処理施設であります。

お手元の議案第1号及びA3版の説明資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、議案書の表紙をめくっていただき、計画書をご覧ください。当該施設は、宇都宮（平出）工業団地内に計画されており、敷地面積は、6,460.42㎡であります。

位置につきましては、次の総括図をご覧ください。宇都宮（平出）工業団地の南部に位置しております。

次に計画図をご覧ください。赤で囲った区域が計画敷地であります。

次にA3の説明資料の1枚目をご覧ください。

付議の理由のうち（1）建築基準法第51条の規定についてであります。卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設は、a.その敷地の位置が都市計画決定されている b.特定行政庁が所定の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合 c.政令で定める規模の範囲内での新築・増築のいずれかに該当しなければ建築してはならないものであります。

本施設は、民間事業者が設置しようとするものであり、今般、事業者より、申請書が提出されましたことから、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、都市計画審議会に付議するものであります。

（2）の本審議会への付議についてであります。資料右側のフローもあわせてご覧ください。

産業廃棄物処理施設は、市域を越えて、搬入、処理される施設であることから、都市計画を定める者は栃木県となっており、県の都市計画審議会に付議するものであります。設置される市町村に都市計画審議会がある場合は、その審議会の意見も伺うべきであろうとの考えから、本市の都市計画審議会の意見を伺うものであります。

次に2.申請の事業概要であります。

申請者は、株式会社セルクリーンセンター 代表取締役 菊池 功であります。

申請場所、申請面積は、先ほどご説明したとおりです。

施設内容は、廃プラスチック、ゴムくず、廃油、汚泥、その他産業廃棄物などの焼却処理施設となっております。

処理能力は、廃プラスチック、ゴムくず：40 t / 日、廃油：36 t / 日、汚泥：75 t / 日、紙くず、木くず等：80 t / 日、動物残さ、金属くず等：75 t / 日、廃液：68 t / 日となっております。

次に、3. 敷地の位置の概要であります。当該地の用途地域は工業専用地域であります。

宇都宮工業団地内の南側の一画にあり、工業専用地域であるので、隣接地に住宅はなく、最も近い住宅までの距離は、工業用地を挟んで、南側約200 m、西側約400 mとなっております。

計画地及び周辺の現況写真を前方のスクリーンに表示しておりますのでご参照ください。

次に、説明資料の2枚目をご覧ください。施設の配置図であります。図面の上、敷地西側の産業通り側に供給・保管棟を、東側に管理棟と焼却施設を配置する計画となっております。

産業廃棄物のストックヤードとなる供給・保管棟につきましては、説明資料3枚目の立面図にありますとおり、全て屋内で保管や施設への供給が行われるものであります。

また、焼却施設を含めた全施設を表示した立面図を本日配布させていただきました。

ここからは、説明資料から離れますが、特定行政庁による建築基準法第51条の都市計画上支障がないとの判断につきましては、土地利用、都市施設及び環境の視点によって判断するものであります。

当該施設は、工業専用地域の指定のある工業団地に予定されていることから、周辺の土地利用の状況や道路などの都市施設の整備状況から見て支障ないものと考えられるものであります。

田辺幹事

また、環境につきましては、建築基準法の審査に先立ち、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に係わる審査を経て、周辺への環境影響や施設の安全性が確保されるものと認められましたことから、建築基準法第51条の審査における敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないものであると判断し、当審議会に諮問するものであります。

なお、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に係わる審査の経緯ではありますが、平成20年11月21日に設置許可申請書が提出され、平成21年3月2日～4月1日に告示・縦覧を行い、4月15日まで利害関係者からの意見書受付期間を設け、主に、建設反対の意見書が607件提出されております。

その後、平成21年8月6日～平成22年8月6日の間に専門委員の意見聴取を5回を行い、8月6日付けで審査終了となっております。

また、建築基準法における審査では、縦覧等の手続きはありませんが、これまで、宇都宮市自治会連合会東部ブロックから、宇都宮市長宛での「申し入れ書」が提出されており、その中で、審議会への配布の要望がありましたことから、「申し入れ書」2通を事前に審議会委員に配布したところであります。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、都市計画に係わる説明につきましては都市計画課長が、建築基準法に係わる説明は建築指導課長が、廃棄物処理法に係わる説明については廃棄物対策課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりましたので、委員の皆様からのご意見、ご質問をお願いいたします。

一木委員

このように大きな規模の施設の場合，長い期間開発行為が行われるものは，一般的に事前協議というものが行われるものと聞いておりますが，本件についてもそのような協議が行われてきているのでしょうか。

鈴木幹事

事前協議につきましては，8月6日に廃掃法の専門委員の審査が終了した後，建築基準法に基づく審査の事前協議申請を受け，審査を行ってきたところでございます。

一木委員

事前協議が行われた際には，事業者は指導に従うことが通例ですので，本申請が提出された時点では，いわば基準を全てクリアしていて，不許可となることが事実上ない状態であるということが一般的だと伺っておりますが，本件の場合，当審議会において，不許可とすることも可能な状況にあるのかということをお聞きしたい。

鈴木幹事

はい，議長。事前協議において審査した結果，土地利用上，都市施設上，環境上の観点で審査した結果，都市計画上支障ないものと判断して付議させていただいた次第です。

一木委員

行政が最終的に許可するにあたっては，本審議会の議を経て結論を出すものと思いますが，今まさに審議会の議を経る前に事前審査の結果支障ないものであると説明されると，この審議会は何のためにあるのかと思うのですが，その関係はどうなのでしょう。

鈴木幹事

おっしゃられるとおりであります。審議会に付議するにあたりまして，特定行政庁において，都市計画上位置に支障がないかどうか審査したうえで，支障ないと判断したものについて審議をいただくかたちとなっております。

一木委員

そうしますと，行政の判断だけではなく審議会の議を経るものと法に位置づけられているということは，審議会は，行政の審査結果に拘束されずに審議してよいのではないかと思います，どうでしょうか。

鈴木幹事

審議会で自由なご意見をもって審議していただき判断していきたいと考えております。

一木委員

次に，説明資料の 51 条の条文と解説について，51 条の対象となる施設は，原則，都市計画決定しなければならないものであるとされています。しかしながら，都市計画決定は毎年のように行うべきものではないので，個別に出てくる事業計画に対応するために，ただし書きがあるのだと私は解釈します。

そういう視点でみると，説明資料に示された 3 つの要件が並列的に記載されていますが，この書き方は不正確であって，本来は都市計画決定すべきものであると思うのですが，どうでしょうか。

鈴木幹事

ご意見のありましたとおり，本来は都市計画決定されるべきものでございますが，この度の施設は民間事業者によるものであり，恒久的な施設ではないことから，暫定的なものという位置づけになり，それらに対応するためにただし書きがあるものと認識しております。

一木委員

今回の施設は暫定的な施設なのですか？

鈴木幹事

民間事業でありますので，その敷地を恒久的に位置づけていくことはできないということであります。

一木委員

事業の限度は何年間なのでしょうか。

鈴木幹事

何年間の事業ということではなく、民間事業でありますので、その場所で永久に事業を継続していくよう位置づけるものではないと考えております。

一木委員

暫定的という趣旨がよくわからないのですが、51条のただし書きが、どのような場合に適用されるのかということについて、国土交通省住宅局建築基準法研究会建築基準法質疑応答集のなかにただし書きの適用基準が記載されているようですが、その正確な内容について説明いただけますか。

鈴木幹事

国土交通省で定めている特殊建築物の位置に関する基準の部分を読み上げさせていただきます。

このような施設は、重要な供給処理施設であると同時に周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるものである。したがって、都市における供給処理計画の面からもまた周辺地域の環境防衛の面からも、都市内のどこにこれらの施設を配置すべきかは十分に検討されなければならない。本状において、これらの施設の建設場所すなわち敷地は都市計画でその位置を決定したものでなければならないとしているのはこのためである。また、周辺の環境にそれほどの影響を与えず、供給処理計画の面からも重要でない小規模な施設は、このような規制の対象から除外しているのもこの趣旨によるものであるということでございます。

具体的に例外的に扱うものとしてあげられているものがございます。

まず、周辺に及ぼす影響が比較的少ないと判断される場合。すなわち市街化の傾向のない場所に建築される場合、比較的小規模である場合等であるが、規模についてはすでに政令で一定規模以下のものは対象外となっているので、その敷地の位置との関係で周囲の環境に与える影響を十分に考慮する必要がある。

鈴木幹事

2つ目として、暫定的なものである場合。3つ目として、設置しようとする都市において既定都市計画がない場合、または都市計画の構想が確定していない場合。4つ目として、その他関係部局が公益上やむを得ないと認める場合。このケースとしては、当該施設の建設が緊急を要する場合等が考えられるが、その判断にあたっては関係部局と十分協議することが必要である。5つ目として、民間住宅地における汚物処理場等でその施設の位置が当該都市の都市計画において他の諸施設との関連で都市計画決定すべき性質のものではない場合という5項目が挙げられております。

一木委員

例外の前に、原則として、その敷地の位置が都市計画決定されているものでなければならぬとされていて、例外として5項目が挙げられているはずです。

先ほど事務局では都市計画上支障はないという説明されたのですが、5項目のうちどれに該当するので、ただし書きを適用して支障なしと判断したのでしょうか。

鈴木幹事

2つ目に挙げられている暫定的なものということで説明させていただきました。

一木委員

ということは1番目の周囲に及ぼす影響が比較的少ないと判断される場合ということではないのですね。そうしますと問題は暫定的という言葉の解釈ということになると思いますが、施設の操業期間や物理的に耐用年数が限られているということであれば、暫定的という表現も可能かと思いますが、民間の施設であっても、土地の所有権などに限度がなく、事業の期間にも限度がないのであれば、暫定的ということにはならないのではないかと。

鈴木幹事

公共の施設であれば、土地利用計画を恒久的に位置づける

鈴木幹事 ことが可能であります。民間施設となりますとそのようなわけにもいかないことから、暫定的なものにあてはまるものとしております。

一木委員 そうしますと、民間事業は全て暫定的なものとなり、全て建築基準法第51条をクリアするものということですか。

鈴木幹事 暫定的なものということだけでクリアということではありません。土地利用、都市施設、環境の観点からの審査したうえで判断していくものであります。

一木委員 民間事業は全て暫定的なものに該当するので、51条のただし書きの適用になるという説明ですね。

森委員 関連でよろしいでしょうか。

暫定的という言葉について議論がなされていますが、本来都市計画決定するものというところの都市計画決定というのは、道路や公園などでも相当の長きに渡りその施設を運営していくための決定ということになる。しかし、民間施設となると必ずしもそういうわけにはいかず、長期的に安定して運営していくことが難しいという意味で暫定的と言っているのだと思うのですが、あまりにも対極的な言葉なので、表現として相応しくないように思います。

しかしながら、都市計画決定するかしないかというところにおいては、暫定的と表現されているものと解釈しております。

森本議長 そのような解釈もあるということですが、建築指導課長よろしいでしょうか。

鈴木幹事 はい。

一木委員

私はよくわからないのですが，なぜ暫定的という言葉の意味が重要かといいますと，国土交通省が建築基準法のただし書きは，どのような場合に該当するかを例として5つ挙げているなかで，暫定的である場合は適用してよいとしているもので，委員がおっしゃられたように，概括的で中身がはっきりしないから暫定的とするということでは，意味がなくなってくると私は思うわけです。国土交通省がそんな例外規定を挙げているとは思えないし，私は理解できない。

言葉の解釈が人によって異なるような例外規定では，基準として成立しないのではないのでしょうか。

鈴木幹事

暫定的ということについては，解説がありまして，将来の情勢の推移によって移転すること等が予想される暫定的なものである場合とされております。

一木委員

そうなのであれば，どのようなことが予想されているので行政が暫定的なもの判断されたのか，また，どのような事情があって何年後には移転が予想されているので，本件施設は暫定的であると判断したというのであればわかるのですが，そのあたりの事情はありますか。

鈴木幹事

本案件については操業年限の規定等はありません。繰り返しになりますが，民間事業でありますので，経済情勢によって変化するものであり，恒久的に位置づけることはできませんので，暫定的なものとしているものであります。

一木委員

これ以上は意味がないので，質問は以上とします。

森本議長

他にご意見はございませんでしょうか。

植松委員

この審議会は，私のような都市計画の素人が審議するので

植松委員

はなく、法律の専門家が審議されるのがよいと思うのですが、このような審議会を設けているのは私のような素人の意見を総合的に聞いて判断するにしても、法の解釈はいずれにしても、法に従って判断するだけではなく、地方の事情を含めて総合的な意見を出してもよいのではないかと思うのですが、事務局はどう考えているのでしょうか。

栗田幹事

まず、審議会のあり方という点について、委員それぞれの専門的なお立場からご意見をいただくものと考えておりますので、委員の皆様からは、自由なご審議をいただければと考えております。

本案件の施設の安全性や周辺への影響など専門的、具体的なことにつきましては、廃棄物処理法において細かく審査をいただいているものでありますので、本審議会においては、施設の位置についてご審議いただくものと考えております。

したがって、けっして皆様が素人であるとは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

浅川委員

本案件につきましては、長年議論されてきたものであり、専門委員の審査を経てきたものでありますので、それを踏まえて我々は審議する立場にあると思います。

したがって、審査を経て法的基準をクリアしてきたものについて反対はできないし、常任委員会などでも議論を経てきていることを踏まえて審議しなければならないと思います。

しかし、反対している地域住民の意見も大切ですし、理解しておりますので、住民の方々と事業者との相互理解というのが重要であり、これまでも協議されてきているのでしょうけれども、再度、行政が調整していくなどしていただきたいと思います。法的にクリアしてきたものを我々が反対することはできないのではないかと思います。

本案件の予定地は、工業専用地域ということで、法的要件などはクリアしてきているのでしようけれども、本審議会は法に則りながらも法の運用について、各分野の専門家の意見を聞くものだと言いましたので、少し感想を述べさせていただきたいと思います。

先週現地を見てまいりました。工業専用地域ということでありましたが、現状はイメージと違うという印象でした。県庁前から工業団地に至る道路から南側は、敷地が小規模な中小規模の事業所が並んでおり、準工業地域レベルのようにも見えました。

現在の用途地域は、昭和47年に定められたもので、約40年経っております。当時の状況を承知しておりますが、周辺には何も無い地域でした。

しかし、40年経った今は変わっております。計画地からの写真が表示されていますが、現地の東側200mにはパチンコ店や飲食店、南側500mには宇都宮を代表するショッピングセンターのベルモールや住宅地が並んでおり、西側は県の産業大学校とサッカー場となっております。

提示されている資料では現地の状況は把握できないのではないかと考えております。

40年も経っているのですから、まちは発展しているのですから、用途地域を取り巻く環境は変わるの当たり前だと思います。

しかし、この案件は、宇都宮市の将来像を思い描いて、こうしなければならないという議論をしなければならない。法に則ることは重要ですし、そのための審議会だと思いますが、将来の宇都宮の姿を思い描いて審議すべき案件だと思います。

そこで提案がございます。写真を見るだけでなく、全委員で現地を見るべきではないかと思っております。そのうえで再度審議会を開いていただきたいと思います。

植松委員

産業廃棄物処理施設については、全国的にも反対運動がおきているもので、操業開始してからも廃業になっているケースも多数あると聞いています。

そうなった場合は、行政が多額の撤去費用を支出しているというのが現状だと思います。

現地確認もするべきだと思いますし、関係している人たちから、審議会の場で意見を聞くことができるのであれば、聞いてあげたうえで判断してあげるのが、悔いの残らないかたちではないかと思います。

また、今回の施設のことはわかりませんが、税金を投じておいて、万が一、廃業した場合の撤去費用が発生することについて、執行部側はどのように考えているのか。

今回の事業者はわかりませんが、全国的に多いケースと聞いておりますので、可能性はあると思うので、どうでしょうか。

釜井幹事

ただいまのご質問であります。まず、本案件に対する廃棄物処理法における審査では、事業者が継続して事業を行うための経理的基礎についての厳正な審査も行っております。ただ、万が一ということは否定できませんが、本案件については、補助金などの投入はありませんし、撤去等行う場合も税金の投入はございません。

植松委員

現実的に倒産した場合、その後の処理を事業者は行えないと思いますので、税金を投じて撤去するのではないのですか。

補助金は出ていないとはいえ、撤去等に税金を投じないということが言い切れるのですか。

釜井幹事

あくまで民間の施設でありますので、税金の投入はございません。

高橋委員

確認なのですが，審議会条例第7条に意見の聴取等という条文があり，必要があると認める場合には，関係者の出席を求めることができるとありますが，どのような場合なのでしょうか。

田辺幹事

審議会条例第7条についてですが，関係者の意見を聞くことができる規定となっております。この審議会における判断になるものですが，基本的には，他の審議会の委員や学識経験者等の意見を伺う場合としているところであります。

ちなみにこの規定は，県の審議会条例にはないものとなっております。

森委員

先ほど，長く時間が経って工業団地としての役割が変わったのではないかという意見がありましたが，この工業団地は，昭和45年頃に概成したもので，その工業団地に工業専用地域を指定しており，騒音や振動などが発生しても問題なく産業活動を行える拠点としてきているわけですが，時代とともに周辺に住宅などが増え，周辺の環境が変わった。また，工業団地の中も南側は比較的小規模化していますが，現在も工業専用地域の制限によって，団地内での産業活動が安定的，長期的に行われているということも見過ごせないので，工業団地としては頑張っているものと思います。

一木委員

先ほどから，本件施設が法律的な基準をクリアしたと言われておりますが，廃棄物処理法の基準はクリアしたとは思いますが，建築基準法の基準をクリアするかどうかの審議を行っているのですから，法律はクリアしたと総じて言われてしまうと何の審議をしているのかわからなくなります。ですから，全ての法的基準をクリアしているわけではないということ。それから，工業専用地域であれば，このような施設の立地は可能なだけけれども，だからといって，51条のただし

書きがストリートに適用できるものではないということはおさえ
ておかなければならない。そうでなければ、建築基準法第5
1条は要らないものと思います。

用途地域の制限によって立地の可否が決まるのであれば、
51条は不要となるので、工業専用地域であっても、原則は
都市計画で決めなければならず、都市計画決定しない場合に
は、例外として審議会の議決をもらわなければならないとい
う建前となっていますので、たとえ工業専用地域であっても、
審議会の審査はクリアしなければならないという位置づけで
議論している。

それらを踏まえて、青木委員がおっしゃられたように、将
来の宇都宮にとって、計画地に産業廃棄物処理施設が立地さ
れることが良いのか悪いのかを判断するものだと思います。

先ほど言われていたように、昭和45年頃から産業活動が
行われ、現在も行われているけれども、産業一般がどうだ
ということではなく、産業廃棄物処理施設を作って良いかど
うかを審議しているわけで、産業活動一般が行われているから
その中で産業廃棄物処理も行われて良いと言ってしまうと意
味がなくなるということはおさえなければならない。

我々はこれまで、都市計画マスタープランの審議を行ってきたわ
けで、集約型都市構造を目指すなかで、東西基幹公共交通が
必要だとしてきました。そのような将来像を描いてきたなか
で、東西軸がLRTになるかどうかはわかりませんが、それ
ら基幹となる交通軸から500mの位置に、計算上ではダイキ
ンなどの発生に問題がないということですが、一般的に人工
物は必ずしも計算どおりにはいかないということは、知恵と
経験でわかっているのですから、まかり間違えば有毒物質が
排出されるかもしれない施設が立地して良いものかどうか
という視点で審議しなければならないので、現地を見るなどし
たうえで、審議していくべきと思います。

森本議長

その他にいかがでしょうか。
ご意見出尽くしましたでしょうか。

安藤委員

配置図を見ているのですが、当然、建蔽率などチェックされているとは思いますが、このような施設を計画する場合には、緑地を設置する規定があるのかどうか。また、図面を見る限りでは、敷地に対して施設の割合が大きすぎる、余裕がなさ過ぎるようにも見えるので、そのあたりはどうでしょうか。

鈴木幹事

敷地は約 6,000 m²あり、建築物の建蔽率は 49%、容積率 93%で、プラントを含めると空地は約 40%弱となります。また、緑地関係の規定ではありますが、特に緑地関係の法的な規定はございません。緑地に関しましては、産業通りに面する既存の緑地帯をできる限り保存するという協議を行ってきております。

小林委員

まず、全委員で現地を見に行くべきというご意見がありましたが、私個人ではありますが、何度も現地は見ておりますし、写真と違っているということについても、それは見方の問題であるわけでございまして、周辺に住宅地が広がっているということについても、資料を見るだけでも十分理解できます。また、工業団地の南側に位置するので、煙など環境の問題の他にも、運搬車両の出入りの問題などいろいろあるということも予想はつくものと思います。しかし、周辺の環境への影響などについては、これまでに多方面での審査を経てきているという認識のうえで意見を述べさせていただきますと、周辺が住宅化しているということですが、公平に考えますと工業専用地域が定められている工業団地は、何を立地させる地域なのかということを考えてときに、ある程度限られてきます。そのような観点で考えた場合、工業団地という位置づけの地域への計画はやむを得ないものという意見が率直

小林委員

に出るのではないかと、これまでの経過をいろいろと見させていただいており、そのように思いますので、改めて現地を見るとか、審査をやり直すようなことには必要を感じないところではあります。

一木委員

今のご意見について、工業専用地域だからやむを得ないという判断をされるのであれば、建築基準法第51条は要らないのです。そもそも住宅地域にはできない施設であって、工業系地域にできるのは当たり前なので、それをわかったうえでなおかつ、51条では審議会の議を経ると言っているのだから、工業専用地域だからということで判断するのならば、皆さんが集まる意味がないのです。

あえて、工業専用地域であっても、将来の都市計画の関係から支障があるから作ってはいけないと言える権限を与えられている51条なので、都市計画の考えを抜きにして、工業専用地域だからと整理することは、審議を放棄する意見だと私は思います。

私は、宇都宮の都市計画を考えて、この施設をこの地域に作ることが相応しいのか、それ以外の地域に作るほうが良いのかという判断をしなければいけないと思っている。

とはいえ、他に適地があったとしても民間事業に対して指示はできませんが、適地でない場合は許可しないという権限を行政は与えられているのだから、産廃施設の適地が他にあって、本件施設の計画地が適地でないのであれば、51条においては許可しないようにすることを求めているものと理解しています。

小林委員

今の話はその通りであると思いますが、私が申し上げたのは、住民からの反対運動が起こっているということも出ておりますが、特に重要なのは環境に関することであると考えております。そのようななかで、環境に関する専門の審査が行

小林委員

われ，環境に対する配慮が十分に行われていると報告されているところですので，この計画地での問題として，他に何かあるかという趣旨であります。

たしかに不変のものではないので，将来的には有害物質が基準値以上に排出されるおそれがあるということだと思えますが，現時点では，環境の審査を経て，環境への配慮は最大限に行われているという報告を受けているわけですから，その審査を見直すようなことではなく，この審議会はそれを踏まえたうえで，それぞれの分野から意見する立場になるのではないかと考えます。

植松委員

先ほど執行部側から，この審議会のあり方について説明がありました。私は前の審議会の委員ではありませんので，これまでの経緯はわかりません。ですから，経緯を知らない今回初めて委員となったという視点での意見もあるものと思えます。ですから，これまでどのような議論があったのかは，あまり大きな問題にはならないし，我々は意識しなくてもよいと思えます。参考にするのも大切ではありますが。

私たちは様々な社会経験を積んでおり，それぞれの専門の立場で参加しているのですから，それぞれの立場から意見を述べるということが，この審議会のあり方であると思えます。

浅川委員

先ほどから適地かどうか審議すべきという意見があるようですが，森委員のお話にもあったように，この工業団地は昭和45年頃からその産業活動を行うところとしてきているところで，現在もその位置づけにあります。青木委員のおっしゃられたように将来のことも大切ですが，現時点において，工業団地で問題があるとした場合，他にどこが適地だということでしょうかと思うところです。

さらに廃棄物処理法の審査を経て，昨年度には常任委員会

浅川委員

の議も経てきた経緯もあります。それらのことも踏まえるとその結果を覆すようなことはできないものであると考えます。

現地を見るべきとの意見もありましたが、私のほかほとんどの方が見ているものと思います。改めて行くことも悪くはありませんが、状況が変わるものではないと思います。

一木委員がおっしゃられているように、建築基準法の解釈ということもわかりませんが、同じ施設に対して、既に審査を経ていることがあるので、それは十分踏まえなければならないものと考えます。

一木委員

廃棄物処理法の審査というのは、日本全国どこであってもクリアしなければならない基準を定めているものであって、建築基準法第51条というものは、北海道の原野などと宇都宮を同じように考えてよいものかどうかを議論するものであるので、廃棄物処理法の審査基準をクリアしたから支障ないということではないということを理解しなければならない。

それから、建築基準法第51条には、本来は都市計画で定めなければならないと書いてある。都市計画という言葉には、将来という意味が含まれているのです。何のために都市計画を定めるのかというと、将来の都市をどう作っていくのかということなので、言葉自体が将来像を含んでいるのです。

現状も過去も大切ですが、1番大切なのは将来だと思っております。将来の宇都宮をどのように想像するのかを考えて、本件施設をこの場所に作ってよいのかどうかを議論するのが51条というものであり、我々がやらなければならないことだと私は思っています

田辺幹事

附議した事務局といたしまして、建築基準法第51条の対象となる施設は、都市になくてならない重要な施設ですが、周辺に与える影響が非常に大きいものということで、通常の

用途地域の制限によるのではなく、個別に対応して都市計画に定めるものでございます。

そのなかで、冒頭にご説明しましたように、民間施設につきましては、将来の情勢の推移によって永続的でないことが予想される施設ということで、国においては暫定的なものとしていることから、建築基準法第51条のただし書きの対象としてきているところでございます。

この度の施設も民間施設であり、ただし書きの対象として附議したところでございますが、その位置につきましては、当然、都市計画上支障があるかないかを判断するものであります。本来は都市計画決定すべき施設でありますので、都市計画の観点としては、周辺の土地利用上支障があるかどうか、道路などの都市施設上支障があるかどうか、周辺の環境に支障があるかどうかという観点が、都市計画上その位置に支障があるかどうかを判断する観点であると考えてございます。

そのなかで、今回は工業団地と位置づけた工業専用地域内の施設でありますので、周辺の工場の活動に対する支障の観点からすると支障はないのではないかと判断したところであります。

また、都市施設といたしましては、工業団地を支える産業道路に接しているものであり、都市施設上の支障もないものと判断したところでございます。

また、環境につきましては、この審議会に先立ちまして、廃棄物処理法において、施設そのものの安全性について確保されたという経過がございますので、それをもちまして判断いたしました。

都市の中で、どこに産業廃棄物処理施設が必要かということになりますと、基本的に工業系の用途地域を定めている地域がふさわしいと考えてございます。調整区域などにおける森林地や山林等の人々が住んでいないような地域という意味では、ある意味適地という見方もあるのかもしれませんが、自

田辺幹事

然環境や営農環境の保全など農林業との調整を踏まえますと、工業系の地域に安全なかたちで施設を立地することが都市全体の視点で判断した場合には、支障のないものという判断のもとに附議した次第でございます。

森本議長

都市計画上の支障があるかどうかについて、我々はそのような観点で議論しなければならないものと思います。

都市計画課長からの説明で土地利用、都市施設、環境の3つの観点から判断してきているということですが、それに係わる資料は配られていないので審議できませんが、土地利用についても周辺の土地利用と密接な係わりがあり、また、隣接の工場ということでしたが、周辺には食料品関係の工場もありますので、それらに関する視点も必要ではないのかと思っています。

いずれにしても、それらについての情報が足りませんので、適性に判断するのは難しいと感じています。

青木委員

先ほどもありましたが、審議会では、宇都宮の将来を語っていかねばならないものと思っております。たしかに、工業専用地域ですから、立地についての法的基準はクリアしていると思います。

しかし、本案件を認めてしまうと、同様の施設がまた立地することにつながるのではないのかということが、1番気にしているところなのです。

40年前にできた工業団地を今でも工業専用地域としていることが違っているのではないかと私は思います。これからも工業専用地域としていくべきなのではないでしょうか。今回立地を認めると追随する事業者が出てくる可能性があると思います。そうなった場合、将来の宇都宮はどうなってしまうのだろうという思いが強いです。

ですから、現地を見てきて、こんなに住宅地が広がって

るところに作る必要があるのかということが率直な意見です。

一木委員

先ほどの説明で、周辺の工場への支障はないということでしたが、それは非常に不足であって、周辺というのは隣接地ということではなく、数百メートル、数千メートルの範囲のことを考えなければならない、そうしなければ過小評価であると私は思います。

田辺幹事

只今のご意見にお答えいたします。

まず、都市の将来像について、昨年度までご審議いただいております都市計画マスタープラン、これはまさに宇都宮の都市計画の基本的方針を定めるものであり、宇都宮（平出）工業団地につきましては、清原や瑞穂野の工業団地とともに、将来にわたって産業の拠点であるという位置づけとされているところでございますので、今後とも宇都宮の生産活動の拠点として位置づけていくことが、土地利用上の方向性であります。

先ほど申し上げました周辺への影響についてでございますが、都市活動上の影響ということで、周辺の生産活動に影響があるかないかという観点のことでございます。また、周辺の環境への影響につきましては、この審議会に先立ちまして、廃棄物処理法において、周辺への影響への審査が行われておりますので、その結論を見たという説明でございます。

仮に、廃棄物処理法の審査が継続中であればそのようなことは言えないところであります。

森本議長

多様な意見をいただいておりますが、他にいかがでしょうか。

小林委員

この工業団地の中には、同様の施設はどのくらいあるのでしょうか。

鈴木委員

同様の施設は10施設ございまして、建築基準法第51条の対象となる施設は、セルクリーンセンターを含めず3施設でございます。

小林委員

先ほどから言われている位置を指定するということであるのならば、すでにある施設も含め、どこが適地なのかということ判断するということになりますが、そのような判断は困難ではないかと思えます。

それから、周辺に住宅があるということではありますが、では、この工業専用地域に指定されている地域は何をする地域なのか、指定された地域の中で、中央部と境界部で立地できるものの差をつけてよいのかという話になってしまうわけで、ここならよいがあそこはだめだということは言えるものではないのではないかと趣旨で、やむを得ないのではないかと申し上げたところであります。

一木委員

工業団地内には、他にも産廃の焼却施設があるのですか。

釜井幹事

焼却施設は今回が初めてとなります。

一木委員

ですから、焼却場でない産廃施設が他にあるから、今回の施設もよいという理屈にはならないし、何故そのような考え方になるのか私には理解できない。今は一般論を議論しているのではなく、焼却型の産業廃棄物の中間処理場の議論をしているので、一般論、抽象論で話するのは納得できません。

同じ焼却施設が既にあって今回だけ不許可とするということはおかしいと思えます。しかし、同じ建築基準法第51条の施設であっても、卸売市場と焼却施設は異なるわけで、環境にもたらす影響は同じという前提はありえない。

植松委員

平出工業団地周辺の説明がありました。私は過去のことはわかりませんが、この地域は将来どのようにしていくのか、どのようになっていくと思っているのか。全体的なことをわからないので、わかる範囲で教えてください。

森本議長

今のご意見は都市計画マスタープランでの位置づけについてということでしょうか。

植松委員

都市計画マスタープランということではなく、平出工業団地周辺の地域の将来ビジョンが何かあるのかどうかということですか。

田辺幹事

宇都宮（平出）工業団地につきましては、先ほどご説明しましたとおり、都市計画マスタープランにおきましても、産業拠点と位置づけしておりますので、行政といたしましては、その産業活動を支援していくという政策になっていくものと考えております。

これにつきましては、経済部が所管しておりますが、いかにして工業団地の活力を向上させるかを全体の様々な政策によって支援していくものと考えております。また、その周辺地域につきましても、都市計画マスタープランにおいて住居系の都市整備を行っていくものとしております。

森委員

都市のあり方、将来像などについては、都市計画マスタープランで議論を重ねてきて、そのなかで将来像などが明確に示されているところです。そして今回問題になっている都市施設についてもマスタープランのなかで触れられています。

行政が設置する施設であれば、マスタープランの内容を十分に尊重して対応することが当たり前ですが、民間事業である場合は、それをどこまで踏まえるべきなのかというところが論点になるのではないかと思います。

それから、1つ立地すると次から次へとという話がありま

森委員

したが、そのことについては、産業廃棄物処理施設に係わる指導要綱の見直しがされたか、これからされるのかと聞いておりますので、その内容について説明を聞きたいと思います。

釜井幹事

只今の指導要綱の見直しにつきまして、平成22年10月1日で施行となっております。

従来の内容では、工業系の地域に立地しようとする際、環境保全協定等の締結は不要としておりましたが、宇都宮（平出）工業団地をはじめ、周辺に住宅が密集している地域については、焼却施設、溶融施設等の排ガスが発生する施設や特別管理産業廃棄物を処理する施設を設置しようとする際、敷地境界から300mの範囲の関係地域に人口集中地区がある場合は、事業者と関係地域との間で環境保全協定の締結を求めるとしたものでございます。

これによって、一定の歯止めがかかるもと考えております。

一木委員

先ほど、都市計画マスタープランで今回の産業廃棄物処理施設のあり方に触れているという意見がありましたが、どこでふれているのでしょうか。

森本議長

都市計画マスタープランの都市施設の整備方針などでは個別の施設については記載していなかったと思います。

一木委員

記載はないと思いますので、先ほどのご意見は撤回していただきたい。

田辺幹事

都市計画マスタープランの43頁にある全体構想の都市整備の方針のなかに、その他の都市施設の整備方針という記載がございます。こちらでは、円滑な都市活動を維持するため必要な都市施設は、周辺の環境との調和に十分配慮してその整備を行いますという記載になっております。

一木委員

先ほどは、今回の施設についての記載があるということでしたよね。

田辺幹事

具体的な産業廃棄物処理施設についての記載はございません。

一木委員

今回の施設については触れていないですよ。

田辺幹事

考え方を示しているものであります。

一木委員

マスタープランですからそれは当然ですよ。今回の施設について具体的に触れているわけではないということによろしいですよ。

森委員

誤解を与えたのであれば訂正します。

一木委員

指導要綱についてですが、要綱に法的効力はないですよ。もちろん行政の指導ですから、事業者はそれに従う可能性は高いですが、敢えて従わない事業者が不許可になって裁判となったという事例が県内にもありましたので、指導要綱というものはあくまで法的効力はないので、指導要綱があるから、産廃施設が今後計画されないということはないと私は思います。

それから、指導要綱のなかで関係地域300mという説明がありましたが、先ほど青木委員がおっしゃられたことは、工業団地の中に次々と類似施設ができてしまうのではないかという不安を述べられたもので、それに対して、指導要綱があるから大丈夫ということで、要綱がそういうものであったとしても、関係地域300mの範囲に住宅が入らないように空間を確保すればよいのですよね。指導要綱が改正されて可能性が多少は減ったとは思いますが、おそれがなくなるまで

言ってよいということはないと思います。

釜井幹事

ご意見のとおり，可能性が低くなるというものではありませんが，廃棄物対策課といたしましては，従っていただくよう指導していく考えであります。

森本議長

少しまとめたいと思います。

皆様からいただいた多様なご意見の論点は，かなり多岐にわたり，現段階で結論を出すということもありますが，もう少し時間をかけて議論したほうがよいのではないかと感じておりますが，いかがでしょうか。

まだ議論が不十分であるということで，まず，建築基準法第51条についての住宅局の質疑応答の内容確認，都市計画課長から説明のあった土地利用，都市施設，環境の観点から判断したという内容，都市計画マスタープランでの将来のビジョンについて，資料として用意していただき，次回改めて審議したいと思います。

一木委員

青木委員が提案された現地視察はどうしますか。

森本議長

そのことにつきましては，十分ご覧になられている方も多いようですので，委員がまとまって行くか，または，個別に事務局と調整して行くという方法があると思いますが，事務局どうしますか。スケジュール的に厳しいところもありますが，現地を確認することは良いことだとは考えています。

田辺幹事

現地を見に行くということであれば，効率的に審議を行う観点から，審議会の中ではなく，希望のある方と事前に調整して現地確認を行いたいと考えますがいかがでしょうか。

森本議長

そのような方法でよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

小堀委員

本審議会の前に廃棄物処理法の審査が行われたとのことでしたが、その審査内容も確認させていただきたいと思います。

森本議長

それに合わせて、指導要綱の内容や考え方についても説明させていただきたいと思います。

植松委員

先ほど意見を述べさせていただいたのですが、関係者の意見聴取はどうでしょうか。

森本議長

そのことについては、かなり慎重に判断しなければならないと思いますが、委員の皆様はどのように思いますか。

小林委員

そこまでは必要ないと思います。

森本議長

それぞれの立場の意見としては、住民からの申し入れ書なども提示されておりますので、それに目を通していただき、住民意見を十分に理解したうえで次回に臨んでいただければと思います。

安藤委員

このような迷惑施設と言われる施設の必要性というか、今回計画されている処理量が本当に必要なのかどうかについて、資料があれば示していただきたい。

森本議長

審議会として、まだ意見がまとまる段階にないので、継続審議としたいということに対して、事務局のほうから何かありますか。

小堀委員

産業廃棄物の処理は、これまではどのように行われていたのですか。今回の計画は、必要が生じたから計画されたもの

なのでしょうか。それともただの営業活動ということなの
でしょうか。

田辺幹事

安藤委員からもありましたように必要性のご意見だと思
います。このような施設は、都市活動に必要な施設というこ
とで位置づけられておりますので、計画されるということは、
必要があるものと考えております。

青木委員

そうなってくるとやはり、関係者の意見を直接伺いたい
と思いますが、どうでしょうか。

一木委員

関係者の意見を聞くのであれば、双方の意見を十分に咀嚼
して、消化しきれだけの十分な時間がなければ、かえって
難しくなると思います。

お互いに正反対の意見になることが予想されているわけ
ですから、それを調整する十分な時間がとれるのであればよ
しいと思いますが、聞くだけですぐ結論ということでは、議
論が未消化となり、不安に思います。

森本議長

関係者の意見を聞くことは重要なことであると認識はして
おりますが、対極の意見を聞いてすぐ冷静な審議ができるか
という点、一木委員のおっしゃられるように意見を咀嚼す
るのに時間を要することになります。そしてなによりも我々が
重要視しなければならないのは、50万都市の宇都宮の都市
計画の観点から、都市の将来にわたっての判断をしていくと
いうことになりますので、関係者の意見は提示されていると
思いますので、事前に理解していただいたうえで審議会に臨
んでいただければと思います。

それでは、本案件につきましては、継続審議といたします。

本日の審議は終了となりますが、その他として事務局から
報告等ありますか。

植松委員

この審議はいつまでに終わらせなければならないということはあるのですか。

田辺幹事

十分に議論を尽くしていただき、都市計画上の支障について判断するものでありますので、議論が尽きるまでというように考えてございます。

松野書紀

継続審議ということになりましたので、次回開催は、日程調整して、改めてご連絡させていただくということによろしくお願いいたします。

森本議長

以上をもちまして第48回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

第 48 回宇都宮市都市計画審議会

会 長

森 本 章 倫

議事録署名委員

一 木 明

議事録署名委員

安 藤 英 夫